

3月14日は、本庁舎と尾山台・上尾駅出張所の業務を休業

行政経営課 ☎77533963
 市民課 ☎77515128
 ☎77519827

市役所本庁舎1階・2階(市民税課、納税課、障害福祉課、高齢介護課に限る)・5階(子ども支援課、保育課に限る)の窓口と尾山台・上尾駅出張所は、土曜日も業務を行っていませんが、3月14日(土)はシステム更新作業のため、業務を休みます。

戦没者などの遺族に対する特別弔慰金

福祉総務課 ☎77515118
 ☎77519846

戦没者などの遺族に特別弔慰金を支給します。①次の①～③の全てに該当する人①戦没者などの死亡当時の遺族②令和2年4月1日時点で「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける戦没者などの妻や父母などがいない③戦没者の遺族に対する特別弔慰金支給法上の「戦没者などの遺族」のうち先順位の遺族1人【支給の順位】(1)令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等

援護法による弔慰金の受給権を取得した人(2)戦没者などの子(3)戦没者などの父母、孫、祖父母、兄弟姉妹(4)(1)～(3)以外の戦没者などの三親等内の親族甥、姪など(5)戦没者などの死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた人【支給内容】額面25万円(5年償還の記名国債)【請求期間】令和5年3月31日まで※請求期間を過ぎると弔慰金を受けることができなくなりますので注意してください。【直接、福祉総務課へ】※請求書など詳しくは、福祉総務課へお問い合わせください。

自動車燃料費助成金支給制度

障害福祉課 ☎77515122
 ☎77618872

自動車燃料費助成金支給制度に登録している人が助成を受けるには、毎年申請が必要です(児童は上・下半期年2回)。今年度の窓口受け付けは、3月31日(火)までです。※(出)は受け付けしません。【必要書類】①申請書(障害福祉課にある。市ホームページからダウンロードも可)②今年度の助成対象月から3月31日までの領収書(市内の給油所に限る)③車検証(郵送の場合は写しを添付)【直接または郵送で障害福祉課(〒362-8501本町3-1-1)へ】

市役所人事異動

職員課 ☎77515112
 ☎77519819

2月1日付で人事異動を行いました。課長級以上の異動は次のとおりです。

【部長級】▽都市整備部長/長島徹
 【次長級】▽総務部危機管理防災担当
 主席副参事/宮口達也 ▽子ども未来部主席副参事兼青少年課兼青少年センター所長兼少年愛護センター所長/柳田浩史 ▽会計管理者/南雲康次

人権男女共同参画課
 ☎775-5117・☎778-5112

性の多様性

「性」とは、男性・女性の2通りというように、はっきりと分けられるものではありません。

性的少数者は、偏見や差別を恐れて本来の自分らしさを表に出すことができず、生きづらさを感じたり、生活上の困難を抱えていたりします。

性の多様性について、一緒に考えてみませんか。

■「性」について考えるときのポイント

次の四つの要素が人によって違い、それぞれの点で男性的か女性的かの度合いをさまざまにします。

- 身体の性** 染色体などで特徴づけられる生物学的な性
- 心の性(性自認)** 自分自身が思う性別。自分を「男性だと思う」「女性だと思う」「どちらか決めたくないと思う」
- 好きになる性(性的指向)** 「異性を好きになる」「同性を好きになる」「好きになるのに性別を気にしない」
- 服装・振る舞いの性(性表現)** 「男性的な服を着る」「女性的な服を着る」「中性的な服装を好む」など

■LGBTQとは
 右の言葉の頭文字をとったもので、性的少数者(セクシャルマイノリティ)の総称として使われることもあります。

- レスビアン Lesbian(女性の同性愛者)
- ゲイ Gay(男性の同性愛者)
- バイセクシュアル Bisexual(両性愛者)
- トランスジェンダー Transgender(身体の性と心の性が一致せず、身体の性に違和感を持つ人)
- クエスチョニング Questioning(心の性や性的指向が定まっていない人)

幼児教育・保育の無償化に係る 費用請求

保育課 ☎775-5121・☎774-5342

①私学助成幼稚園の副食費

☎年収360万円未満相当世帯の子どもまたは第3子以降 ※第3子とは、小学3年生までのきょうだいの中で3人目以降の子どもです。【必要書類】申請書、幼稚園から発行された給食費の領収書(副食費の費用が分かる物)、口座情報の分かる書類の写し、委任状(請求者と口座名義が異なる場合だけ) ※対象者には、幼稚園を通して申請書が配布されます。

②幼稚園の預かり保育と認可外保育施設などの利用費

☎施設等利用給付認定のうち、新2号認定または新3号認定を受けている子ども 【必要書類】請求書(保育課、各施設にある。市ホームページからダウンロードも可)、施設から発行された領収証兼特定子ども・子育て支援提供証明書(原本)、口座情報の分かる書類の写し、委任状(請求者と口座名義が異なる場合だけ)

●①②共通 【申請期間】3月23日(月)～4月17日(金) 【請求対象期間】令和元年10月～令和2年3月分 ※書類の提出先や支払いまでの流れなど詳しくは、市ホームページをご覧ください。



市ホームページ

バイクや軽自動車の廃車などの
手続きは4月1日までに

市民税課 ☎775-5130
☎775-9846

軽自動車税(種別割)は、軽自動車などを4月1日(水)に所有している人に課税されます。4月1日までに廃車などの手続きをしてください。

■原動機付自転車の廃車などの手続き

き

原動機付自転車を所有しなくなった場合(廃棄、譲渡、紛失、盗難、死亡など)や市外に転出する場合は、市民税課で廃車などの手続きをしてください。 ※詳しくは、市民税課に問い合わせてください。

■他市区町村のナンバープレート交換の手続き

転入した人で、上尾市のナンバー

プレートに変更していない原動機付自転車を所有している人は、市民税課で交換の手続きをしてください。

※他市区町村のナンバープレートの廃車手続き(上尾市のナンバープレートへ変更しないものは、受け付けできません。 ※詳しくは、市民税課に問い合わせてください。

■125ccを超えるバイクや軽自動車(三輪・四輪)の手続き

埋蔵文化財の 取り扱い

生涯学習課
☎775-9496
☎776-2250

土の中に埋まっている文化財は「埋蔵文化財」と呼ばれ、旧石器時代から縄文・弥生・古墳・奈良・平安時代を経て、中世までのわが国の歴史を証明する国民共有の貴重な財産です。そのため、文化財保護法により保存の対象になっています。

市内には約250カ所の埋蔵文化財包蔵地(遺構・遺物が埋まっている地域=遺跡)があり、県に登録されています。包蔵地内で土木工事などを行う場合は、「埋蔵文化財発掘の届出」が義務付けられています。住宅建築や開発行為などの予定がある場合は、生涯学習課で確認してください。また、「あげおガイドアピマップ」(<https://www2.wagmap.jp/ageocity>)でも包蔵地の確認ができます。

■文化財保護法の対象

- ①農業基盤工事や造成工事などによる掘削が埋蔵文化財に及ぶとき
- ②住宅などの恒久的な建物、道路その他の工作物を設置するとき
- ③盛土または一時的な工作物の設置により、埋蔵文化財に影響を及ぼす恐れがあるとき



昨年の埋蔵文化財発掘調査



次の手続き先に問い合わせてください。 ☎125ccを超えるバイク/埼玉運輸支局☎050-5540-2026
軽自動車(三輪・四輪)/軽自動車検査協会埼玉事務所☎050-3816-3110

介護保険料の納め忘れにご注意を

高齢介護課 ☎7755127

FAX77618872

次の①～⑤に該当する65歳以上の
人第1号被保険者は、保険料の納
付方法を確認してください。

- ① 65歳になった／特別徴収(年金天引き)になるまでの間、納付書または口座振替で納めてください。
 - ② 転入した／前住所地で年金天引きだった人も、転入した年度は納付書または口座振替で納めてください。翌年度からは、年金天引きになります。
 - ③ 転出・死亡した／資格喪失月の前月までの月割り保険料を納めてください。介護保険料額変更通知書を送付しますので、確認して納めてください。
 - ④ 年金の差し止めで年金天引きが中止になった／納付書または口座振替で納めてください。
 - ⑤ 年金天引きになっているが保険料の段階が上がった／保険料の増額分を納付書または口座振替で納めてください。
- ※①②で翌年度以降も年金天引きにならない人は、納付書または口座振替での納付になります。

■未納が続くと利用料の支払い方法が変更になる

介護保険制度は、高齢者の介護を社会全体で支える制度です。制度の公平性を保つため、保険料が納められていない状態が長期間続く場合は、介護サービスの利用料の支払い方法が次の(1)～(3)に変更になる場合があります。

- (1) 滞納状態で1年経過した／サービス利用料の自己負担額が10割になり、後で市に申請して給付分を受け取るようになります。
 - (2) 滞納状態で1年6カ月経過した／利用料の自己負担額が10割になり、給付が一時停止されます。それでもなお納付されない場合は、一時停止の給付費から滞納保険料額を差し引くことがあります。
 - (3) 時効のため納付できなくなった保険料がある／将来介護サービスを利用するときに、利用料の自己負担額が3割または4割になることがあります。また、高額介護サービス費などの支給は受けられなくなります。
- 納付が困難な場合は早めに相談を
特別な事情により納付が困難なときは、保険料の分割納付や減額(審査あり)を受けられる場合がありますので、早めに高齢介護課に相談してください。

高額医療・高額介護合算療養費の支給

保険年金課 国保給付担当 ☎78216481

(高齢者医療担当) ☎7755125

☎77519827

☎77516473

(管理給付保険料担当) ☎77618872

☎77618872

医療費が高額になった世帯に介護保険の受給者がいる場合、1年間(8月～翌年7月)の医療保険と介護保険の自己負担の合計額が自己負担限

度額を超えたときは、申請により超えた額が高額医療・高額介護合算療養費として支給されます。※市の国民健康保険または後期高齢者医療制度に加入していて、支給の対象になる人には3月以降(予定)に申請書を送付します。送付された申請書を、保険年金課または各支所・出張所へ持参するか、保険年金課へ郵送してください。※住所変更や他の医療保険に異動した場合は、送付できないことがあります。

緊急医療情報キットの配布

警防課 ☎775-1312・FAX775-2230

障害福祉課 ☎775-5122・FAX776-8872

高齢介護課 ☎775-5124・FAX776-8872

65歳以上の人や障害のある人、健康に不安がある人が安心して生活できるよう、希望者に「緊急医療情報キット」を配布しています。これは、自分の医療情報や緊急連絡先などを記入した用紙を、筒状の容器に入れて自宅の冷蔵庫で保管し、万が一の災害や病気などの緊急時に備えるものです。配布は1世帯1個に限ります。※家族が複数人の場合は、全員分の医療情報シートを一つの容器に入れてください。対・持・聞は下表のとおり 申必要書類を用意して直接、各消防署・分署、障害福祉課、高齢介護課、各支所・出張所へ 本人確認ができれば、代理人による申請も可能です。

対象	持ち物	問い合わせ
65歳以上の人	自動車運転免許証・保険証などの本人確認ができる物	警防課・ 高齢介護課
障害のある人	障害者手帳	障害福祉課
健康に不安がある人	自動車運転免許証・保険証などの本人確認ができる物	警防課

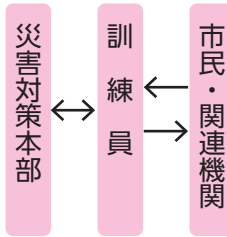
市長通信 輝く! あげお

地震を想定し実地訓練

「大規模な地震が発生した」との想定で、市職員による「災害対策本部設置運営訓練」を2月2日(日)に実施しました。昨年8月に実施した水害を想定した「情報伝達・避難訓練」に続くものです。災害対応訓練の専門家に協力を頂き、災害対応の一連の流れを仮想のシナリオに基づき、実際に体験することが目的です。

マグニチュード8.1、県内の最大震度7の想定で、市内の被害シナリオが用意されました。市では地震発生後、速やかに災害対策本部を立ち上げ、最大規模の非常体制二号配備を発令します。今回は訓練員73人を動員しました。

地震と同時に仮想シナリオに基づき市民や関係機関から問い合わせや被害状況が続々と入ります。訓練員は、ホワイトボードや地図を最大限活



仮想シナリオによる職員実地訓練 1枚の地図で正しい情報を共有します

用し、情報の収集や整理、分析を行うとともに、関係機関との情報共有、市民への情報提供などを行います。

実践訓練ですから外部から同時多発的に大量の情報が入ります。その中で重要度の判断や分析を瞬時にすることや、必要な情報をいかに早く市民の皆さんに伝えるかなど、訓練を通して多くの学びがありました。また被害が大きく対応が長期にわたる時には持続可能な本部体制の整備も大切だと感じました。

今回の訓練をしっかりと検証し、いざという時に最善の行動がとれるよう平時から防災力向上に努めていきたいと思えます。

市長 畠山 稔

国民健康保険の加入・脱退などの届け出は14日以内に

保険年金課
TEL 782-6471
FAX 775-9827

国民健康保険(国保)の加入・脱退は、就職や退職などの異動の事実があった日から14日以内に必ず届け出てください(下表参照)。

	届け出が必要なとき	必要な物	
		手続きにより必要な物	共通して必要な物
加入	他市区町村から転入した	前年の所得が分かる物	①来庁する人の本人確認ができる物(自動車運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど顔写真付きの物は1点、健康保険証、年金手帳、住民票など顔写真のない物は2点) ②世帯主と手続きが必要な人のマイナンバーが分かる物(マイナンバーカード、通知カード、マイナンバー入り住民票など) ※外国籍の人は併せて在留カードとパスポートが必要です。
	勤務先の健康保険をやめた、またはその扶養家族でなくなった	健康保険資格喪失証明書または健康保険資格喪失確認通知書(写し)	
	子どもが生まれた	国保保険証、母子健康手帳、預(貯)金通帳、出産の領収明細書・直接払いに関する合意文書 ※海外出産の場合は問い合わせてください。	
脱退	他市区町村へ転出する	国保保険証	
	勤務先の健康保険に加入した、またはその扶養家族になった	国保保険証、加入した勤務先の健康保険証、高齢受給者証(70歳以上の人だけ)	
	死亡した	国保保険証、会葬礼状または葬儀の領収書、喪主の預(貯)金通帳	
その他	住所・世帯主・氏名が変わった	国保保険証	
	世帯を分離、または合併した		
	保険証をなくした、または破損した		

※加入の届け出が遅れた場合も、他の健康保険などの資格を喪失した日から国保加入となります。国保税は、資格取得日にさかのぼって課税されます。

※脱退の届け出が遅れた場合は、他の健康保険などの資格取得日にさかのぼって資格を喪失し、国保税は、資格を喪失した日に基づいて再算定します。他の健康保険などの取得日以降は国保保険証を使うことはできません。使ってしまった場合、国保で負担した医療費を返還していただく場合があります。

時とき 所ところ 内内容 対対象 費費用・金額 ※記載のないものは「無料」 定定員 持持ち物
申申し込み ※記載のないものは「当日、直接会場へ」 問問い合わせ

国民年金こんなときは届け出を

保険年金課 ☎775-5137・☎775-9827
大宮年金事務所 ☎652-3399

国民年金は、日本国内に住む20歳以上60歳未満の全ての人が加入する制度です。職業などにより加入の仕方は三つの種別(下表参照)に分かれています。就職や転職、結婚などで加入する種別が変わったときや、住所や氏名が変更になったときは、早めに手続きをしてください。

①第1号被保険者(自営業者、農林漁業者、フリーター、学生、第2号被保険者に扶養されていない配偶者)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者への種別変更	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ
氏名が変わった	住民票の氏名変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要		
上尾市に転入した	住所変更	保険年金課	マイナンバーカード(通知カード)、印鑑
上尾市から転出した		転出先の市区町村	転出先の市区町村に問い合わせ
上尾市内で転居した	住民票の住所変更を行えば、国民年金の手続きは原則不要		
海外に転出する	国民年金をやめる	保険年金課	年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、印鑑 ・国内に協力者(家族など)がいる場合/年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、印鑑 ・協力者がいない場合/年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、預(貯)金通帳と届け出印
	任意加入		年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、預(貯)金通帳と届け出印
受給資格が足りないときや年金額を満額に近づけたい	任意加入(60歳以上65歳未満)		年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、預(貯)金通帳と届け出印
口座振替を開始・停止・変更する	口座振替納付(変更)申出書を提出	金融機関、大宮年金事務所	年金手帳、預(貯)金通帳と届け出印
クレジットカード納付を開始・停止・変更する	クレジットカード納付(変更)申出書を提出	大宮年金事務所	年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、クレジットカード、印鑑
納付書を紛失した	納付書再交付		大宮年金事務所に問い合わせ
年金手帳を紛失した	年金手帳再交付	保険年金課	本人確認ができる物、印鑑 ※急ぎの場合は、大宮年金事務所に問い合わせてください。
保険料を納めるのが困難	学生以外/免除申請		年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、印鑑 ※場合により雇用保険被保険者離職票、雇用保険受給資格者証などが必要です。
	学生/学生納付特例申請		年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、印鑑、学生証または在学証明書
妊娠・出産した	産前産後免除該当届を提出	年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、印鑑、母子手帳など出産(予定)日と親子関係の分かる物 ※出産予定日の6カ月前から提出できます。	

②第2号被保険者(厚生年金に加入している会社員・公務員)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
勤務先を退職した	第1号被保険者資格の取得	保険年金課	年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、資格喪失証明書など資格喪失日の証明ができる物、印鑑
勤務先を退職して配偶者の扶養になった(配偶者が第2号被保険者の場合)	第3号被保険者資格の取得	配偶者の勤務先	配偶者の勤務先に問い合わせ

③第3号被保険者(第2号被保険者に扶養されている配偶者)

届け出事由	手続き内容	届け出先	必要な物
会社や官公庁などに就職した	第2号被保険者資格の取得	勤務先	勤務先に問い合わせ
配偶者が厚生年金の会社(官公庁)を退職した	第1号被保険者への種別変更	保険年金課	年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、資格喪失証明書など配偶者の資格喪失日の証明ができる物、印鑑
配偶者の扶養から外れた			年金手帳またはマイナンバーカード(通知カード)、資格喪失証明書、印鑑

※通知カードの場合は、本人確認ができる物(自動車運転免許証、パスポートなど)が必要です。

※第2・3号被保険者で住所・氏名の変更や年金手帳を紛失した場合は、勤務先へ問い合わせてください。

令和2年度固定資産課税
台帳などの閲覧・縦覧

資産税課 ㊟7755133
㊟77519846

- ① 固定資産課税台帳(名寄帳)の閲覧
固定資産の評価額や課税標準額などを確認できます。※借地人、借家人は、借りている土地と家屋だけです。納税義務者、市内に在住の納税義務者と同一世帯の親族、納税義務者からの委任状を持っている人 費4月1日(水)～6月1日(月)/無料 (借地人、借家人は1件200円)、6月2日(火)以降/1件200円 借本人確認ができる物(借地人、借家人は賃貸借契約書も必要)
- ② 固定資産税路線価図の公開 ㊟4月1日
- ③ 土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧
納税者の皆さんが市内に所有している土地や家屋の評価額を、他の土地や家屋の評価額と比較できます。 ㊟4月1日～6月1日 納税者、市内に在住の納税者と同一世帯の親族、納税者からの委任状を持っている人 借本人確認ができる物
- ①～③共通 所資産税課 受付
時間 8時30分～17時(土日祝、年末年始を除く)

加入しましょう!

市民協働推進課
㊟775-4539・㊟775-0007

自治会・町内会・区会

自治会・町内会・区会は、皆さんが住むそれぞれの地域で活動する住民自治組織です。各会では、住民同士のつながりを大切に、より住み良い地域を目指して、さまざまな活動を行っています。ぜひ、自治会・町内会・区会に加入して、もっと住みよい地域を創りましょう。

自主防災会の活動

災害が発生した際には、隣近所で助け合う「ご近助」がとても大切です。各地域の自主防災会では、日頃から防災訓練を行い、災害時の情報収集方法や資機材・備蓄品などの確認をしています。

安心安全なまちづくり

地域の安全を守るため、街路灯の維持管理や児童の登下校時の防犯パトロールなどを実施しています。

市や地域の情報提供

回覧板を用いたり、地域内の各種団体と連携したりして、身近な地域の情報を提供しています。

環境美化運動の推進

快適な生活環境を守るため、地域清掃やリサイクル活動を行っています。

スポーツ・レクリエーション活動

夏祭りや運動会など、地域住民の交流を深める親睦行事や伝統行事を催しています。

地域の支え合い

地域での社会福祉活動や各種募金活動への協力、子育て支援や敬老会の開催など、幅広い世代が交流を深めながら地域を支えています。

■加入の問い合わせ

班長を通じて自治会・町内会・区会役員に確認するか、下表に問い合わせてください。

問い合わせ先	電話・ファクス
平方支所	㊟725-2004・㊟780-1112
原市支所	㊟721-1604・㊟720-1113
大石支所	㊟725-1079・㊟780-1114
上平支所	㊟771-2315・㊟770-1102
大谷支所	㊟781-0121・㊟780-1113
原市団地自治会	㊟722-2481・㊟796-0287
尾山台団地自治会	㊟・㊟721-3752
西上尾第一団地自治会	㊟・㊟726-2067
西上尾第二団地自治会	㊟726-0131・㊟726-1404

■事務区制度が変更

4月1日に施行される地方公務員法、および地方自治法の改正により、市と地域住民との連絡調整を行う事務区長・事務区長代理を特別職非常勤職員として任用できなくなります。これに伴い、昭和37年から続いている事務区制度のうち、事務区長・事務区長代理が廃止され、新たに、区内(自治会・町内会・区会)から推薦された「自治統括員」が市との連絡調整を行います。なお、自治会・町内会・区会が主体となる地域活動や事業に変更はありません。